教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

日本国憲法、体育 (体育講義・体育実技)、外国語コミュニケーション (英語 I・英語Ⅱ)、情報機器の操作 (情報処理 I・情報処理Ⅱ) を開講している。

免許法施行規則第 66 条の 6 に 定める科目及び単位数	左記に対応する授業科目	単位数	所要単位
日本国憲法 (2 単位)	日本国憲法	2	2 単位必修
体育(講義と実技を含むこと)	体育講義	1	△卦云 0 岜 ໄ
(2 単位)	体育実技	1	合計で2単位必修
外国語コミュニケーション	英語 I	1	合計で2単位必修
(2 単位)	英語Ⅱ	1	日日(2 年江北修
情報機器の操作	情報処理I	1	合計で2単位必修
(2 単位)	情報処理Ⅱ	1	口印(乙中近纪修